

大豆の入札取引に係る買い手登録者遵守事項

平成21年9月1日

財団法人 日本特産農産物協会

第1章 目的

第1条（目的）

この文書は、財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）が行う国産大豆の入札取引に関し、「大豆の入札取引に係る業務規程」（以下「業務規程」という。）及び協会理事長が定める事項のうち、大豆の買受けを行うため、協会に登録して入札取引に参加する者（以下「買い手」という。）に承知いただいた上、遵守していただく必要がある事項を示すものです。

第2章 入札取引への参加資格

第2条（取引の参加資格）

大豆の販売の事業を行う者、大豆を使用した製品の製造を行う者又はこれらの者が構成する法人その他の団体は、大豆の年産毎に協会に登録を申請し、協会の承認・登録を受けることにより大豆の買い手として入札取引に参加することができます。

第3章 入札取引参加への登録

第3条（登録申請に必要な書類の提出）

登録は、年産毎に必要です。登録申請者は、毎年10月1日までに次の書類を協会に提出するものとします。但し、前年産から継続して登録を申請する場合は、登録料の入金を以て申請と見なします。

- (1) 登録申請書（買い手）（新規の場合、別紙）
- (2) 印鑑登録証明書（新規の場合）
- (3) 大豆入札取引買い手登録者届出事項一覧表（別紙。前年産から継続して登録申請する場合は、協会が送付する買い手登録者届出事項一覧表を確認の上、変更がある場合には、修正内容を記入して提出してください。変更がない場合にも確認して協会に提出してください。）

2 新規に登録申請する場合は、上記に加えて次の書類も添付してください。

入札保証金返還用振込口座届（別紙）

組織形態に即した次の書類

(1) 法人の場合

定款、規約等（事業内容に大豆に係る事項が記載されている必要があります。）

登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

直近の事業年度における事業収支状況及び事業用資産に関する資料（貸借対照表、収支決算書、財産目録等）

(2) 法人格を有しない団体の場合

定款、規約等（事業内容に大豆に係る事項が記載されている必要があります。）

代表者の住民票（代表者の氏名、住所を証する書類）並びに履歴書

団体構成員の最近の財産状態を明らかにする書類（所得証明書、課税証明書、預金残高証明書等）

(3) 個人の場合

住民票（申請者の氏名、住所を証する書類）並びに履歴書

申請者の最近の財産状態を明らかにする書類（所得証明書、課税証明書、預金残高証明書等）

3 登録後、登録申請事項について変更が生じた場合、合併や有限会社から株式会社への転換等会社組織の変更等がある場合は、速やかに協会に連絡し、協会の指示に従ってください。

4 次に該当する場合は、登録申請書（別紙 ）の注意事項にしたがって届出事項欄に必要事項を記入してください。

(1) 同一企業等で本店、支店等異なった2以上の部署毎に入札取引に参加する場合

(2) 入札票に押印する印に登録申請に用いる代表者印とは別の印を用いる必要がある場合

5 申請書類コピーの売り手への提供

与信管理上の必要により売り手（全農、全集連）から、文書で要請があった場合、上記申請書類のうち、次の文書の写しを情報の適切な管理を条件に提供することができます。なお、提供した場合には、そのことを申請者に通知します。

登録申請書（買い手）

印鑑登録証明書

登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

代表者（個人の場合は申請者）の住民票（法人以外の場合）

第4条（登録の通知）

協会は、前条の登録申請の内容について審査の上、当該申請者が参加資格を満たしていると判断した場合は、当該年産大豆の買い手として登録簿に登録するとともに、申請者にその旨書面で通知します。

第5条（登録者ID及びパスワード）

協会は、登録者ごとに登録者ID及びパスワードを設定し、登録の通知に併せて書面で通知します。登録者は、登録者ID及びパスワードを使って、協会が開設する登録者限定のインターネットホームページにアクセスし、閲覧することができます。登録者は、自己の登録者ID及びパスワードを他の登録者等第三者に漏らすことがないよう管理することを要します。

第6条（登録料）

年産ごとに、登録料（1万円）を申し受けます。協会の指定する預金口座に期限までに振り込んでください。（入札保証金の口座とは異なりますので、注意下さい。）

協会は、登録料の入金を確認し、当該登録者あてに領収書を発行します。

なお、登録料の確認後、入札取引に関する各種通知等のサービスを開始します。

また、協会は、登録料収入を大豆の入札取引の運営に係る経費の一部に充当します。

第7条（登録者名の公表）

売り手及び買い手登録者名を協会のインターネットホームページに掲載します。

第8条（協会から買い手に対する通知）

協会が買い手に対して行う主な通知等は、次のとおりです。

（1） 入札取引の予定期日の通知

協会は、入札取引を実施する月の前月の20日までに当該月の入札取引の予定期日を定め、買い手に書面で通知するとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

（2） 入札票及び上場ロット明細書の通知

協会は、売り手からの上場数量の申出に基づいて入札票及び上場ロット表を作成し、入札取引実施日の2日前までに登録者に電子メールで通知するとともに、協会の登録者限定ホームページに掲載します。

電子メールで通知しない登録者には、入札票及び上場ロット明細書を前記ホームページに掲載したことをファックスで通知します。

登録者が入札票及び上場ロット明細書のファックスでの配信を希望する場合は、その旨、ファックスで協会に申し出、協会は、当該登録者にファックスで配信します。

（3） 落札結果の通知

協会は、入札取引実施日の翌日に当該入札回に入札した登録者に入札したロッ

ト毎の落札結果をFAX及び書面で通知します。

(4) 入札取引結果の月報の送付

協会は、入札取引のあった月の入札取引の結果を集計し、月報として取りまとめ、原則として、当該月の月末に報道関係に公表するとともに、買い手に資料を送付します。また、協会のインターネットホームページに掲載します。

(5) その他

協会は、既に通知した内容の変更その他入札取引の円滑な実施に必要な情報を適宜適当な手段を用いて買い手に提供します。

第4章 入札保証金

第9条（入札保証金の預託）

登録者は、入札に先立って、予め、所要の入札保証金を協会の指定する預金口座に入金して協会に預託することが必要です。入札保証金が預託されていない場合、あるいは預託された金額が所要の金額に対して不足する場合、全ての入札が無効となります。

第10条（入札保証金の額）

協会は、入札回毎に入札を行おうとする買い手（入札者）の入札金額（入札価格×入札数量の合計）に入札保証金額を照合し、入札保証金額が入札金額の10分の1に満たない場合は、当該入札回に係る入札は全て無効とします（要すれば、入札保証金額の10倍の額まで入札出来ます。）。当該入札回の落札の有無に関わらず、入札保証金額は、そのまま、次の入札回に繰り越されます。

第11条（入札保証金額の確認）

協会は、入札日（通常水曜日）の前日（通常火曜日、祝祭日に当たる場合は、前前日の月曜日に繰り上げる等日程を調整）の15時に預託金融機関の預金口座にオンラインで接続して口座情報をフロッピーディスクに取り込み、その情報を「大豆入札システム」（協会が入札取引業務を処理する電算システム。外部ネットワークに接続していない。）に読み込んで処理することにより、買い手毎の入札保証金額を確認します。したがって、入札者は、予め、協会に預託している入札保証金額を確認の上、入札申込金額に対して入札保証金額が不足する場合は、協会が上記の確認を行う時限までに入金が間に合うよう所要の金額を振り込んでおく必要があります。

第12条（契約不履行等の場合の入札保証金の取扱）

落札者が所定の期日までに売買契約を締結しない場合若しくは代金決済を行わない場合、当該落札に対応する落札金額の10分の1の金額が協会及び売り手に帰属し

ます。協会は、その金額を当該落札者から協会に預託されている入札保証金から徴収しますが、不足する場合(複数の入札回の落札分が契約不履行の場合に起こり得ます。)にあっては、協会は、当該落札者に対し、不足する金額を追加して請求します。

第13条 (入札保証金の返還)

入札保証金は、年産毎に管理するものとし、協会は、当該年産大豆に係る入札取引が終了し、かつ、代金決済が終了した場合に前条による徴収額を除き、買い手に入札保証金を返還します。ただし、返還する入札保証金に利息は付けません。

第14条 (入札取引終了前に入札保証金の返還の請求)

登録者は、当該年産大豆の入札取引終了前に入札取引を中止し、入札保証金の返還を求める場合には、入札保証金返還請求書(別紙)を提出してください。

なお、当該年産大豆の入札取引終了後においては、次条の規定により協会から未返還の買い手全員に対して入札保証金の返還手続きについて通知しますので、請求書の提出は不要です。

第15条 (入札保証金の返還等に係る手続き)

協会は、入札保証金の返還に際し、予め、協会から返還に係る入札保証金の額及び振り込み先銀行口座を記載した入札保証金確認通知書を買手に送付し、記載内容について確認します。

また、上記の確認に併せ、入札保証金の返還を希望するか、それとも次年産大豆の入札取引に引き続き参加する予定で、当該確認時点において協会に預託している入札保証金を次年産大豆の入札取引に係る入札保証金に充当することを希望するかについて確認します。協会では、上記を確認の上、返還を希望される買い手に対しては、入札保証金を所定の口座に振り込むとともに、買い手あてに振り込みを行った旨を通知します。

また、確認時点において協会に預託している入札保証金を次年産大豆の入札取引に係る入札保証金に充当することを希望する買い手に対しては、当該入札保証金を次年産大豆の入札取引に係る入札保証金に繰り入れるために協会でも引き続き預かる旨を通知します。

第5章 入札、代金決済等

第16条 (入札取引の実施期日)

協会は、入札取引を原則として月1回以上実施します。実施日は、通常水曜日とします。

水曜日が祝日等休業日の場合は、木曜日に繰り下げる等日程を調整します。

第17条（入札）

買い手（入札者）は、所定の入札票に登録者の名称等所要事項及び買受けを希望するロット毎に入札価格（60kg 当たり包装代込み産地倉庫戸前渡し価格。消費税を含まない。）を記入し、入札取引実施日の午前10時から12時（正午）までの間に協会の入札取引専用ファックス番号あてにファックス送信することにより入札します。但し、協会は、次の場合には、入札を受け付けません。

- （1） 所定の時間外に送信した場合
- （2） 入札票に入札者の登録番号、名称が記載されていない場合
- （3） 入札票に登録申請時に使用された代表者印が押印されていない場合あるいは印影が不鮮明で確認出来ない場合
- （4） 協会が当該入札者の登録を既に取り消している場合、又は、入札停止の扱いをしている場合
- （5） 協会が入札回ごとに送付した入札票以外の書類により、入札した場合

第18条（入札における禁止事項）

登録者が入札する場合に、次の行為が禁止されています。禁止行為が判明した場合、協会は、取引監視委員会の報告に基づき、当該入札を不正入札として無効とするほか、入札取引委員会に報告し、その審議結果に基づいて当該登録者に対する入札取引への参加の制限、当該行為を行った者及び事実関係の公表等を行います。

- （1） 他の買い手と共同して入札価格を決定すること
- （2） 自らと同一の者が売り渡しの委託を売り手にしたものに入札すること
- （3） 売り手の大豆売買取引業務を担当する役職員が役員を兼ねている企業等が買い手として入札すること
- （4） 売り手が不正に漏らした落札下限価格を予め知って入札すること
- （5） 入札価格あるいは申込数量に関し、売り手又は売り手に販売を委託した者の意向に沿って入札すること
- （6） 自らが売り手に販売委託した大豆であることが明らかなロットに入札すること
- （7） その他入札における公正な価格の形成を妨げる入札を行うこと

第19条（無効札）

協会は、入札票に記入されたロット毎の入札価格を「大豆入札システム」に入力し、最高価格を選定する落札処理を行い、落札者及び落札価格を決定します。但し、次の場合は、無効入札として落札処理の対象から除外されます。

- （1） ロット番号が印字されていない入札票（手書き入札票）の場合で、ロット明細

- 書に存在しないロット番号が記入されたロットに入札した場合
- (2) 同一銘柄複数ロットに該当する複数のロットに同一価格を入札すべきところ、異なる価格を入札した場合
 - (3) 一のロットに2以上の入札をした場合(重複して入札票を送ったり、同一の会社の本社、支社等でそれぞれ入札した場合等)
 - (4) 10円単位の価格を入札すべきところ、下1桁が0でない入札価格の場合
 - (5) 入札票の記載が不鮮明で入札価格を判別出来ない場合
 - (6) 入札価格を二本線で抹消する等して書き直し、訂正した場合
 - (7) 入札価格の記載に算用数字を用いない場合
 - (8) 当該入札者に係る入札価格に数量を乗じた金額の合計の10分の1が入札保証金額を上回る場合(この場合、当該入札者の全入札ロットが無効となります。)
 - (9) 入札金額の記載が不明瞭で判読できない場合
 - (10) 入札票が規定の期限内に到着しなかった場合
 - (11) 入札票に登録申請の際に届け出た印の印影が確認できない場合
 - (12) 取引監視委員会が不正入札と判断した場合

第20条(落札大豆の代金決済及び受渡し)

入札取引終了後、代金決済機関(売り手が全農の場合は、株式会社アグリネットサービス。売り手が全集連の場合は、全集連。)から落札者に対して代金の請求、受渡期限等売買契約に関する通知があります。契約内容に沿って、代金等の支払い、落札大豆の引き取りを行ってください。

正当な理由なく売買契約の締結、落札大豆の引き取りを行わない場合、協会は、入札取引委員会の議決を経て、当該買い手の入札取引への参加の制限、登録の制限等の処分を行います。

第21条(請求金額)

代金決済機関が落札者に請求する金額は、落札価格に拠出金(買い手が協会に支払う運営拠出金。大豆60kg当たり1円)及び消費税を加算した額とします。

第22条(落札大豆の品質等に関するクレーム)

落札大豆の受渡しの後、落札者が当該大豆について入札時のロット明細表に示された内容に合致していないと判断した場合は、その旨を協会に通報の上、原則として売り手、買い手双方で話し合って問題を解決するものとします。

第23条（免責）

入札取引において買い手が何らかの損害や不利益を被った場合、その原因が協会による重大な過失や故意の行為にあったと認められる場合を除き、協会は、その責を負いません。

第6章 改訂

第24条（改訂）

協会は、業務規程その他の規定の変更その他の理由でこの文書を改訂することがあります。改訂した場合は、登録者にその旨通知するとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

別紙

登録申請書（買い手）

平成 年 月 日

財団法人 日本特産農産物協会
理事長 小 高 良 彦 殿

（申請者）

住所

名称

代表者

印

財団法人日本特産農産物協会の大豆の入札取引に係る業務規程の規定により、大豆を取引場において買い受けることにつき、貴協会の登録を受けたいので申請します。

当社（私）は、財団法人 日本特産農産物協会の大豆入札取引に参加するに当たって、「大豆入札取引買い手登録者遵守事項」に同意し、落札決定通知を受けたものについて、速やかに売買契約を締結するとともに、受渡期限までに確実に落札玉を引き取ることを誓約します。

届出事項（注意事項を参照して必要な場合のみ記入してください。）

入札に用いる名称	入札票に用いる印

注意事項

1 法人で2以上の事業所を登録申請する場合は、法人代表者名義で事業所ごとに申請書を提出してください。

その場合、番号欄に1、2、3・・・等と番号を付してください。また、「入札に用いる名称」欄に「株式会社 支店等と入札の際の名称を記入し、申請者欄の印と異なる印を入札票に用いる場合は、その印を「入札票に用いる印」欄に押印してください。

以外の場合で、申請者の名称と異なる名称を入札に用いる必要がある場合は、「入札に用いる名称」欄にその名称を記入してください。（法人で特定の1支店を登録する場合、個人で屋号を登録する場合等）

入札に際し、入札票に申請者欄の印以外の印を用いる必要がある場合は、「入札票に用いる印」欄にその印を押印してください。

以上

別紙

大豆入札取引買い手登録者届出事項一覧表(新規登録用)

事 項	届 出 内 容	備 考
名称		
略称(任意)		社名の略称、通称等があれば、お書き下さい。
郵便番号		
住所		
代表者		
代表者役職		
担当者		
担当者役職		
電話番号		
FAX番号		
入札票・ロット明細書配信方式	・電子メール ・ファックスによる配信案内	希望する方式に 印を付けてください。
メールアドレス	@	入札票・ロット明細書の配信方式で電子メールを選択した場合、受信するメールアドレスを記入してください。

別紙

入札保証金返還用振込口座届

登録者名										
登録番号(***-*)	-									
口座名義(カタカナ)注 右のマスを上段左から1字ずつ埋めて ください。「 [^] 」 _、 「 [°] 」 _、 「 _、 」スペースも1マス とします。										
銀行コード(4ケタ数字)										
銀行名(カタカナ)						・銀行・信用金庫 ・ (印又は記入)				
銀行名(漢字等)										
支店コード(3ケタ数字)										
支店名(カナ)										
支店名(漢字等)										
預金種目(該当に)	・普通・当座・貯蓄・その他()									
口座番号(7ケタ数字)										

注.

新規に登録申請する場合に提出してください。

口座名義(カタカナ)の欄の記入は、通帳に記載されているとおりにしてください。通帳には漢字の表記しかない場合もありますが、銀行には、カタカナの口座名義が登録されていますので、銀行に確認してください。

入札保証金額の確認は、入札システムにおいて、ここに記載されているカタカナ表記の口座名義との照合によって行いますので、十分、ご注意ください。

通帳のコピーをこの書類に代えて提出して差し支えありません。

財団法人 日本特産農産物協会

別紙

入札保証金返還請求書

平成 年 月 日

財団法人 日本特産農産物協会

理事長 小 高 良 彦 殿

登録番号 -

住所

名称

代表者氏名 印

当社は、平成 年産大豆の入札を終了しましたので、貴協会に預託している大豆入札取引のための入札保証金を返還して下さい。